

(2) 建設工事に係る個別書類

① 建設工事個別書類提出確認票

- 平成31・32年度又は令和3・4年度に、有資格業者として登録されていた方は、「業者番号」欄に10桁の業者番号を記入してください。不明の場合は空欄としてください。
- 郡山市入札参加有資格業者として既に登録されており、業種追加のため申請する方は、登録認定通知書にある「業者番号」を記入してください。
- 平成31・32年度以降、入札参加有資格業者として登録されたことがない方は、「新規」欄に○を記入してください。
- 本店と委任先の両方の登録を希望する場合は、「業者番号」欄の上段、下段の両方を記入してください。
- 申請者において、提出する必要書類がそろっているかを確認し、「申請者確認欄」に「✓(チェック)」を記入するか、「■」としてください。
- 市内に本社がある方と市外・県外に本社がある方とで、一部提出する書類が異なりますので御注意ください。

② 建設工事における登録希望業種等申請書(第4号様式)

- 「1 主たる営業所の所在地」において、**登記上の所在地と建設業許可申請時の主たる営業所の所在地が違う場合は、「2」に○を付け、下欄に建設業許可申請時の主たる営業所の所在地を記入してください。**
- 「2 登録希望業種情報」の「審査基準日」には、総合評定値通知書に記載のある審査基準日を転記してください。
- 「2 登録希望業種情報」の①には、登録を希望する業種を**最大7業種まで選択し、番号に○を付けてください。**業種追加の場合には、現在登録のある業種もすべて○をつけてください。
なお、**本店と委任先の両方で登録をする場合も、合計で7業種まで**となります。
- 委任先を設定する場合は、選択する業種と、委任状(第3号様式)に記載する業種を合致させてください。
- 「2 登録希望業種情報」の②から④までは、総合評定値通知書から転記してください。
- 「2 登録希望業種情報」の⑤から⑨までは、本様式中の説明を熟読し、総合評定値通知書等から転記してください。

③ 経営事項審査による「総合評定値通知書」の写し

- 本申請の審査基準日(令和5年10月1日)直前の営業年度に係る国土交通大臣又は都道府県知事が発行した「総合評定値通知書」の写しを提出してください。
例:9月決算の事業者は、審査基準日が令和5年9月30日の「総合評定値通知書」を提出する必要があります。
- 総合評定値通知書の写しを申請時まで提出できない方は、**令和6年1月23日(火曜日)までの受付印のある「総合評定値請求書」の写しを添付し、通知書の提出予定日をお知らせいただき、「総合評定値通知書」が発行され次第速やかに提出してください。**
※ **追加で総合評定値通知書の写しを提出する場合の提出期限は、補正期限(令和6年2月6日(火曜日))までです。提出が遅れると有資格業者として登録できないことがありますので、御注意ください。**
- 担当所管庁の審査申請予約票の写しでは、上記書類の代用はできません。

④ 「建設業許可証明書」又は「建設業の許可について(通知)」の写し

- 受付期間最終日(令和6年1月23日)時点で有効なものを提出してください。**
- 更新手続中の場合は、担当所管庁の受付印のある「建設業許可申請書(様式第一号)」及び「別紙二(1)又は別紙二(2)」の写しを提出してください。

- ・市内に本店を有する方は、登録希望業種に関わらず、建設業の許可を受けているすべての業種について提出してください。

⑤ 福利厚生に関する調書（第8号様式）

- ・「1 社会保険への加入状況」の「保険加入の有無」には、該当する番号に○を付けてください。

※ 1つでも「2 なし」に○がある場合は、入札参加資格審査申請ができません。

- ・「1 社会保険への加入状況」において「適用除外」を選択した場合は、その理由を右欄から選択し、番号に○を付けてください。また、() 内に必要な情報を直接記入してください。

～市内に本店を有する方のみ提出～

⑥ 建設業法による「専任技術者証明書（様式第八号）」の写し

- ・最新の専任技術者を確認できる「専任技術者証明書（様式第八号）」（国又は県へ提出したもの）の写しを提出してください。
- ・営業所に配置する専任技術者は、原則として現場代理人になれません。
- ・いわゆる「ひとり親方」の様な事業者については、入札参加において指名等を制限する場合があります。
- ・本市への登録希望業種に関わらず、**建設業の許可を受けている全ての業種について提出してください。**
- ・専任技術者証明書の写しでは、最新の専任技術者を確認できない場合は、建設業許可申請時に国又は県へ提出した「建設業許可申請書（様式第一号）」及び「専任技術者一覧表（別紙四）」の写しを提出してください。

⑦ 外注費計算表（第5号様式）

- ・「1 経営事項審査の平均完成工事高」には、登録を希望する業種ごとに、総合評定値通知書の2年又は3年の平均完成工事高を転記してください。
- ・「2 外注比率」の外注費は、**平均完成工事高の年数に応じて記入する欄を選択してください。**
- ・「2 外注比率」の**平均は、千円未満の端数を切り捨ててください。**
- ・「2 外注比率」の**外注比率は、小数点以下を切り捨ててください。**
- ※ **パソコンで本様式を作成する場合、上記「平均」及び「外注比率欄は自動で算出されます。**

⑧ 登録希望業種に係る技術者調書（第6号様式（その1）・（その2））

- ・申請日時点で雇用しており、**本市の工事に配置する技術者のみを記入してください。**
- ・建設業法第7条第2号イ、ロ若しくはハ又は第15条第2号イ若しくはハに該当する常勤の職員のみを記入してください。
- ・**「建設工事」と「測量等又は製造・販売」の両方に登録をする場合、技術者の重複はできません。**
- ・「各申請業種の経験年数」は、申請日現在における通算の年数を記入してください。
- ・同一人が同一時期に複数の業種に携わっている場合、それぞれの業種の経験年数として含めることができます。
（例）15年間、土木と建築に従事していた場合 「土木15年」「建築15年」と記入可能
- ・現場代理人については、**原則、登録希望業種全てにおいて現場代理人として申請のあったものとして取り扱います。**

- ・営業所の専任技術者に該当する方及び現場代理人を希望しない方は、調書に記載してある「○」を取消し線を取り消してください。

⑨ 主観的事項申告調書（第9号様式）

- ・市内に本店を有する方は、該当の有無に関わらず提出してください。
- ・各項目に該当する場合は、様式で指定している書類を添付してください。
- ・各項目における詳細は、以下のとおりです。

項目	詳細
新技術開発等への評価	【対象】 ・申請日時点において、有効な建設技術に係る特許を取得している方 ・申請日時点において、新技術情報提供システム（NETIS）に登録されている技術を保有している方
	【必要書類】 建設技術に係る特許証の写し及び当該技術の概要に関する資料
建設キャリアアップシステム（CCUS）の運用実績	【対象】 申請日時点において、CCUSを導入している方
	【必要書類】 CCUSの登録が完了した際に送付された受付書の写し

項目	詳細
BIM/CIMモデルを活用した工事の施工実績	【対象】 令和3年4月1日から令和4年7月1日までの間に、国又は地方公共団体とBIM/CIMモデルを活用した工事の請負契約をし、竣工した方
	【必要書類】 当該契約書及び仕様書の写し
福島議定書事業の認定等状況	【対象】 令和3年度又は令和4年度のいずれかにおいて、福島議定書の認定又は表彰を受けた方
	【必要書類】 福島議定書事業の認定証又は表彰状の写し
福島県次世代育成支援企業制度の認証状況	【対象】 申請日時点において、「働く女性応援中小企業」及び「仕事と生活の調和推進企業」の両方又はいずれかの認証を受けている方
	【必要書類】 申請日時点で有効な認定書
障がい者の雇用状況	【対象】 ①「障害者の雇用の促進等に関する法律」第43条に規定する事業主で、常時雇用する労働者に障害者の法定雇用率（2.3%）を乗じて得た数以上の身体障害者又は知的障害者を令和5年6月1日から申請日までの期間以上を継続して雇用している方 ②障がい者雇用の義務のない事業主で、申請日時点で身体障害者又は知的障害者を雇用している方
	【必要書類】 上記①

	<ul style="list-style-type: none"> ・令和5年度に公共職業安定所へ提出した「障害者雇用状況報告書」の写し（令和5年6月1日現在のもので、受付印のあるもの） ・社会保険証又は労働基準法第107条で規定する当該雇用者の労働者名簿若しくは雇用保険事業所別被保険者台帳照会の写し 上記② ・身体障害者手帳又は療育手帳の写し（使用目的を本人に伝え、承諾を得ること。） ・社会保険証又は労働基準法第107条で規定する当該雇用者の労働者名簿若しくは雇用保険事業所別被保険者台帳照会の写し
新卒者採用の評価	【対象】 申請日時点で、新卒者（※）を従業員として継続して雇用している方（最大4名まで申請可能） ※ 学校教育法に規定する高等学校、大学（大学院又は短期大学を含む。）、高等専門学校及び専修学校又は職業能力開発促進法に規定する公共職業能力開発施設及び職業訓練人が設置する認定高等職業訓練校の課程（在職者訓練を除く。）を、令和2年4月1日以降に卒業した者（採用前の職歴がある場合も対象）。
	【必要書類】 該当新卒者の卒業証書又は卒業証明書の写し及び健康保険被保険者証等の雇用が確認できる資料の写し
災害協定の締結	【対象】 申請日時点で本市又は上下水道局と「災害時における応急対策業務の支援に関する協定」等を締結している方、又は締結している団体等の会員である方
	【必要書類】 災害協定締結団体への加盟証明書（任意様式）。 （加盟証明書は令和5年11月30日（告示日）以降に発行されたものを有効とする。）

項目	詳細
除雪委託契約の締結	【対象】 令和3・4年度の両年度又はいずれかの年度において、本市と除雪委託契約を締結した方
	【必要書類】 該当する年度の「除雪委託契約」の写し
刑務所出所者等協力雇用主としての登録	【対象】 申請日時点で、法務省福島保護観察所へ協力雇用主として登録している方
	【必要書類】 法務省福島保護観察所が発行する協力雇用主証明書の写し （証明書は令和5年11月30日（告示日）以降に発行されたものを有効とする。）
消防団員登録状況	【対象】 申請日時点で、郡山市消防団に登録している者を従業員として雇用している方（最大11名まで申請可能） ※ 会社の代表者及び会社に従事している家族も含む。
	【必要書類】 当該従業員の健康保険被保険者証等の雇用が確認できる資料の写し
アイラブロード事業の活動実績	【対象】 令和4年度中にアイラブロード事業の活動に参加している方
	【必要書類】 本市道路維持課へ提出した、令和4年度「アイラブロード事業活動報告書」の写し
	【対象】

セーフコミュニティ活動推進事業所への参加	申請日時点で、セーフコミュニティ活動推進事業所として参加登録している方
	【必要書類】 郡山市セーフコミュニティ活動参加登録決定通知書の写し
ふくしま健康経営優良事業所認定の有無	【対象】 申請日時点において、ふくしま健康経営優良事業所の認定を受けている方
	【必要書類】 福島県から発出された認定通知書又は認定状の写し

～市外・県外に本社がある方のみ提出～

⑩ 「建設業許可申請書（様式第一号）」及び「別紙二（1）又は別紙二（2）」の写し

- ・「建設業許可申請書（様式第一号）」及び「別紙二（1）又は別紙二（2）」（国又は県へ提出したもの）の写しを提出してください。
- ・本店又は委任先となる営業所に関する情報に変更があり、変更届出書（様式第二十二号の二）を国又は県へ提出している場合には、そちらの写しも併せて提出してください。

⑪ 技術者経歴書（第7号様式）

- ・登録を希望する業種ごとに作成してください。
- ・以下のすべての条件に当てはまる職員について記入してください。
 - ア 建設業法第7条第2号イ、ロ若しくはハ又は第15条第2号イ若しくはハに該当する方
 - イ 申請日時点で雇用が3か月以上継続している方
 - ウ 常勤の方
- ・「法令による免許等」は、希望する業種に関連するもののみを記入してください。
- ・経営事項審査申請時に国又は県に提出している技術職員名簿（様式第二十五号の十一別紙二）でも代用できます。